

平成30年4月27日開会

平成30年4月27日閉会

平成30年

第1回臨時会会議録

小豆島町議会

# 平成30年第1回 小豆島町議会臨時会会議録

小豆島町告示第28号

平成30年第1回小豆島町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年4月23日

小豆島町長 松本 篤

## 記

- 期 日 平成30年4月27日（金）
- 場 所 小豆島町役場 議場
- 付議事件（1）専決処分の承認について  
（小豆島町税条例の一部を改正する条例について）  
（小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）  
（2）監査委員の選任につき同意を求めることについて  
（3）教育長の任命につき同意を求めることについて  
（4）教育委員の任命について同意を求めることについて  
（5）塵芥収集車購入事業に係る物品購入契約について

開 会 平成30年4月27日（金曜日）午前 9時30分

閉 会 平成30年4月27日（金曜日）午後 0時15分

## 出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏 名	4月27日
1	藤 本 傳 夫	○
2	三 木 卓	○
3	大 下 淳	○
4	森 弘 章	○
5	藤 井 孝 博	○
6	中 松 和 彦	○
7	大 川 新 也	○
8	柴 田 初 子	○
9	森 崇	○
10	森 口 久 士	○
11	安 井 信 之	○
12	鍋 谷 真 由 美	○
13	浜 口 勇	○
14	谷 康 男	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日
町 長	松 本 篤	○
副 町 長	松 尾 俊 男	○
教 育 長	後 藤 巧	○
政 策 統 括 監	城 博 史	○
参 事	大 川 昭 彦	○
総務部長兼総務課長	松 田 知 巳	○
企 画 振 興 部 長	大 江 正 彦	○
教 育 部 長 兼 子 育 ち 共 育 課 長	後 藤 正 樹	○
健 康 福 祉 部 長 兼 介 護 サ ー ビ ス 課 長	濱 田 茂	○
企 画 財 政 課 長	川宿田 光 憲	○
環 境 衛 生 課 長	谷 本 静 香	○
建 設 課 長	三 木 宜 紀	○
健康づくり福祉課長	清 水 一 彦	○
税 務 課 長	川 崎 智 文	○
商 工 観 光 課 長	近 藤 伸 一	○
会 計 管 理 者	立 花 英 雄	○
農 林 水 産 課 長	山 本 重 敏	○
議 会 事 務 局 長	久 利 佳 秀	○
社 会 教 育 課 長	細 井 隆 昭	○
オ リ ー ブ 課 長	丸 本 秀	○
人 権 対 策 課 長	山 口 総 一 郎	○
介 護 保 険 施 設 事 務 長	堀 内 宏 美	○
学 校 教 育 課 長	森 貞 二	○
住 民 課 長	岡 本 達 志	○
高 齢 者 福 祉 課 長	入 倉 哲 也	○
総 務 課 付 課 長	唐 橋 幹 隆	○

議会事務局長 久 利 佳 秀  
 議事日程  
 別 紙 の と お り

平成30年第1回小豆島町議会臨時会議事日程(第1号)

平成30年4月27日(金) 午前9時30分開議

第1 仮議席の指定について

第2 選挙第1号 議長選挙について

(臨時議長提出)

平成30年第1回小豆島町議会臨時会追加議事日程（第1号の追加1）

平成30年4月27日（金）午前9時30分開議

- 第3 会期の決定について
- 第4 選挙第2号 副議長選挙について (議長提出)
- 第5 決定第1号 議席の指定について (議長提出)
- 第6 会議録署名議員の指名について
- 第7 決定第2号 常任委員会委員の選任について (議長提出)
- 第8 決定第3号 議会運営委員会委員の選任について (議長提出)
- 第9 選挙第3号 小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙について (議長提出)
- 第10 選挙第4号 伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙について (議長提出)
- 第11 選挙第5号 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について (議長提出)
- 第12 選挙第6号 小豆島中央病院企業団議会議員の選挙について (議長提出)
- 第13 選挙第7号 香川県広域水道企業団議会議員の選挙について (議長提出)
- 第14 選挙第8号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について (議長提出)
- 第15 議案第38号 専決処分の承認について  
(小豆島町税条例等の一部を改正する条例について) (町長提出)
- 第16 議案第39号 専決処分の承認について  
(小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正するについて) (町長提出)
- 第17 議案第40号 監査委員の選任につき同意を求めることについて (町長提出)
- 第18 議案第41号 監査委員の選任につき同意を求めることについて (町長提出)
- 第19 議案第42号 教育長の任命につき同意を求めることについて (町長提出)
- 第20 議案第43号 教育委員の任命につき同意を求めることについて (町長提出)
- 第21 議案第44号 教育委員の任命につき同意を求めることについて (町長提出)
- 第22 議案第45号 塵芥収集車購入事業に係る物品購入契約について (町長提出)
- 第23 発議第3号 広報編集特別委員会の設置について (議員発議)

平成30年第1回小豆島町議会臨時会追加議事日程（第1号の追加2）

平成30年4月27日（金）午前9時30分開議

- |     |                  |             |
|-----|------------------|-------------|
| 第24 | 閉会中の継続調査の申し出について | （各常任委員長提出）  |
| 第25 | 閉会中の継続調査の申し出について | （議会運営委員長提出） |

開会 午前9時30分

○議会事務局長（久利佳秀君） 皆様、おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。また、広報編集のために写真撮影をさせていただきます。ご了承いただきますようお願いいたします。

議会事務局長の久利でございます。

本日は、ご承知のとおり、一般選挙後初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間は、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。本日の出席議員中、年長の議員は浜口勇議員でございますので、ご紹介申し上げます。浜口勇議員、議長席をお願いいたします。

○臨時議長（浜口 勇君） ただいまご紹介いただきました浜口勇です。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。議員各位のご協力によりまして、無事責任を果たしたいと思っておりますので、何とぞ格段のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

ここで皆さんにお諮りいたします。

このたびの選挙において、お互いに当選の榮譽を担って議席を得たわけではありますが、執行部の方とは初対面の方もあろうかと思っております。

そこで、最初に議会出席者の自己紹介を行いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（浜口 勇君） 異議がないようですので、ただいまから議席の順に従って、1番議員から自己紹介をお願いいたします。

○3番（大下 淳君） おはようございます。大下でございます。今回、初めての立候補をいたしまして選挙戦を戦ってまいりました。改めて選挙の厳しさを身にしみますとともに、先輩議員に敬意を表する次第でございます。以前とは座る場所が変わりますけれども、目指すものは皆さんと同じでございます。よろしくをお願いいたします。

○7番（大川新也君） 大川でございます。3期目となりますので、全力でまた皆さんと一緒に頑張りたいと思っております。よろしく申し上げます。

○9番（森 崇君） 森と申します。町の方針よりも私が思っているのは議員がかなりしっかりするというふうに思っています。今回も頑張ります。よろしく申し上げます。

○11番（安井信之君） 安井です。合併の特例の交付金が終わる中で、小豆島全体を見据えた形でやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○5番（藤井孝博君） おはようございます。藤井でございます。よろしく申し上げます。



初めてのことでございまして、いろいろ勉強しながら頑張っていく所存でございますので、よろしくご指導のほうをお願いいたします。

○12番（鍋谷真由美君） 西村に住んでおります鍋谷真由美です。大分古くなりましたけれども、今までどおり暮らし、福祉、教育ということで頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○1番（藤本傳夫君） 池田の藤本です。議場が池田から大分遠くなりますが、今回はここですけれども、次回からは内海まで行かないけんので、遅刻しないように頑張りたいです。

○2番（三木 卓君） 三木卓です。一番若い39歳ということで、わからないことがほとんどです。ですので、各課長にいろいろお聞きしながら成長していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○6番（中松和彦君） 中松と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。人口減少が非常に厳しい中で、これに何とかせないかんというふうな気持ちでいっぱいですが、皆様方とともにいろんなことを考えながら今後4年間また頑張っていきたいと思っておりますので、ひとつどうぞよろしくをお願いいたします。

○10番（森口久士君） 森口でございます。引き続き、皆さん方とともに頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○8番（柴田初子君） 柴田初子でございます。3期目でございます。町民の皆さんからのさまざまな声を聞きながら、町政の方とお話しして協議しながら頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお祈りいたします。

○4番（森 弘章君） 安田出身の森弘章です。離れて6年がたっておりますが、皆さんご存じですので、名前だけにさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○14番（谷 康男君） 坂手の谷康男です。3期目となります。よろしくお祈りいたします。

○臨時議長（浜口 勇君） 浜口勇と申します。橘に住んでおります。よろしくお祈りいたします。

ありがとうございました。

それでは、次に理事者側の自己紹介を町長から順次お願いいたします。

○町長（松本 篤君） 先の町長選挙におきまして、町民の皆様から信託を得ることができまして、町長の職を賜ることになりました松本篤でございます。町民の皆様の期待と負託に応えまして、小豆島町の発展のために全力を尽くしてまいり所存でございますので、議員の皆様方には格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお

願いいたします。

○副町長（松尾俊男君） 副町長の松尾俊男と申します。私の任期が来月 10 日で任期満了となりますので、本会議への出席が本日が最後となります。任期来月 10 日までに 2 週間ありますので、その間よろしく願いいたします。

○政策統括監（城 博史君） 失礼します。政策統括監の城と申します。町の政策実現に向けて横の連携を大切にしていきたいと思います。私以降 26 名の職員自己紹介控えておりますので、以降職名と氏名のみ自己紹介とさせていただきます。

○企画振興部長（大江正彦君） 企画振興部長の大江でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○健康福祉部長兼介護サービス課長（濱田 茂君） 健康福祉部長及び介護サービス課長を兼務しております濱田でございます。どうぞよろしく願います。

○健康づくり福祉課長（清水一彦君） 失礼します。健康づくり福祉課長の清水です。どうぞよろしく願いいたします。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 失礼いたします。企画財政課長の川宿田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○商工観光課長（近藤伸一君） 続きまして、商工観光課課長の近藤でございます。よろしく願いいたします。

○高齢者福祉課長（入倉哲也君） 失礼いたします。高齢者福祉課長の入倉でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○介護保険施設事務長（堀内宏美君） 失礼いたします。介護保険施設堀内でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○オリーブ課長（丸本 秀君） 失礼します。オリーブ課長の丸本でございます。よろしく願いいたします。

○農林水産課長（山本重敏君） 失礼します。この 4 月から農林水産課長を拝命しました山本でございます。これからご指導のほどよろしく願いいたします。

○参事（大川昭彦君） 失礼いたします。参事の大川でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○環境衛生課長（谷本静香君） 失礼します。環境衛生課長の谷本でございます。どうぞよろしく願います。

○建設課長（三木宜紀君） 失礼いたします。建設課長の三木と申します。よろしく願いいたします。

○教育長（後藤 巧君） おはようございます。教育長の後藤でございます。2期7年がもうじき終わろうとしております。あと少しですけれども、頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○教育部長兼子育て共育課長（後藤正樹君） 4月1日付で教育部長兼子育て共育課長を拝命いたしました後藤です。よろしくお願いいたします。

○総務部長兼総務課長（松田知巳君） 失礼します。総務部長兼総務課長の松田です。よろしくお願いいたします。

○税務課長（川崎智文君） 失礼します。税務課長をしております川崎と言います。よろしくお願いいたします。

○社会教育課長（細井隆昭君） 失礼します。社会教育課長の細井でございます。よろしくお願いいたします。

○学校教育課長（森 貞二君） 失礼します。この4月から学校教育課長をしております森と申します。よろしくお願いいたします。

○住民課長（岡本達志君） 住民課長岡本です。よろしくお願いいたします。

○人権対策課長（山口総一郎君） 失礼します。この4月から人権対策課長になりました山口です。よろしくお願いいたします。

○会計管理者（立花英雄君） 失礼します。会計管理者の立花でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課付課長（唐橋幹隆君） 失礼します。香川県広域水道企業団小豆島事務所長として派遣となっております総務課付課長の唐橋でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長補佐（小野 努君） 失礼します。総務課課長補佐の小野と申します。よろしくお願いいたします。

○議会事務局係長（立住貴彦君） 失礼します。議会事務局係長立住です。よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（久利佳秀君） 最後になります。改めまして、議会事務局長の久利でございます。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（浜口 勇君） ありがとうございます。これで各議員及び理事者側の自己紹介を終わります。

開会に先立ちまして、町長から今期議会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（松本 篤君） 本日、小豆島町議会議員選挙後の初議会となります、平成30年小豆島町議会第1回臨時会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

厳しい選挙戦を勝ち抜かれ、本日めでたく初議会を迎えられました議員の皆様方にまずもって心からお祝いを申し上げます。さて、本臨時会では専決処分の承認2件、人事案件5件、契約案件1件をご提案させていただくこととしております。議案の内容につきましては後ほど説明させていただきますが、十分ご審議をいただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、まことに簡単ではございますが、初議会開催に当たってのご挨拶といたします。

○臨時議長（浜口 勇君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の平成30年第1回小豆島町議会臨時会は成立いたしました。

これより開会いたします。（午前9時42分）

直ちに本日の会議を開きます。日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（浜口 勇君） 日程第1、仮議席の指定についてであります。この際、議事の進行上、仮議席はただいまご着席の議席を指定いたします。

~~~~~

日程第2 選挙第1号 議長選挙について

○臨時議長（浜口 勇君） 次、日程第2、選挙第1号議長選挙を行います。事務局長。

○議会事務局長（久利佳秀君） 議会審議案件集の1ページをお願いいたします。

選挙第1号議長選挙について。

議長の選挙を行う。平成30年4月27日提出。小豆島町議会臨時議長。その後ろに浜口勇と臨時議長のお名前をご記入いただきますようお願いいたします。

○臨時議長（浜口 勇君） お諮りいたします。

選挙の方法は、投票により行いたいと思いますが、これにご異議はありますか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（浜口 勇君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（浜口 勇君） ただいまの出席議員は14名です。

お諮りいたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に中松和彦議員、安井信之議員を指名し

たいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（浜口 勇君） 異議なしと認めます。よって、立会人に中松和彦議員、安井信之議員を指名します。

投票用紙を配付します。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。投票用紙には被選挙人の氏名を記載願います。

投票用紙の配付をお願いいたします。

なお、同姓の議員がおられますので、姓だけでなく氏名を完全にお書きくださいますようお願い申し上げます。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（浜口 勇君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（浜口 勇君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（浜口 勇君） 投票箱の改め、異状なしと認めます。

それでは、自席で投票用紙にご記入ください。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票を願います。事務局長。

〔局長点呼、投票〕

○臨時議長（浜口 勇君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（浜口 勇君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

中松和彦議員、安井信之議員、立ち会いをお願いいたします。演壇のところにおいて願います。

開票につきましては、先に有効、無効を判断し、次に有効の内訳を判断していただきます。

〔開 票〕

○臨時議長（浜口 勇君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 14 票

これは出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票は 14 票。

無効投票は 0 票。

有効投票のうち

谷康男議員 11 票

大川新也議員 2 票

鍋谷真由美議員 1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3.5 票です。したがって、谷康男議員が議長に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（浜口 勇君） ただいま議長に当選されました谷康男議員が議長におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により告知をします。

これをもちまして臨時議長の職務は全て終わりました。

ご協力ありがとうございました。

議長を交代いたします。

谷康男議長、議長席へお着きください。

〔議長交代〕

○議長（谷 康男君） このたび議長に選挙いただきましてありがとうございます。

皆様に心から御礼申し上げるとともに、議長という重責に身の引き締まる思いであります。

さて、従来議会と執行部は車の両輪と言われておりますように、お互いの理解と協力なくして前に進むことはできません。今回、松本新町長が誕生し、議会議員も刷新されました今、新しい小豆島町という車が発車いたします。車の両輪の上で新町長がハンドルを握り、小豆島町の未来に向けて出発しようとしています。そして、新しい議会はその車のブレーキとアクセルです。もし、住民の意思に反し、道を間違えたり、遠回りをしたりするようであれば、ブレーキを踏み、立ちどまり、協議をする。また、町民のための重要な政策はアクセルを踏み込み、どんどん前に進めていくということが議会の使命だと考えてお

ります。また、議会は広く住民の意見を酌み上げ、町政に反映させることが責務であります。また、議会において協議、採決された議案に関し、町民に報告し、理解を求めることも議会議員の義務であると考えております。議会広報だけでなく、各地域に出向き、住民の皆様と直接対応ができるような場を持ちたいと考えております。これからの議会運営に対し、全身全霊で取り組みますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます、甚だ簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

ここで、追加議事日程をお配りする間、暫時休憩といたします。

休憩 午前9時57分

再開 午前10時00分

○議長（谷 康男君） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、お手元に配付しました追加議事日程のとおり本日の日程に追加し、これを議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

~~~~~

日程第3 会期の決定について

○議長（谷 康男君） 初めに、日程第3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期臨時議会は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、今期臨時議会は本日1日と決定いたしました。

~~~~~

日程第4 選挙第2号 副議長選挙について

○議長（谷 康男君） 次、日程第4、選挙第2号副議長選挙を行います。事務局長。

○議会事務局長（久利佳秀君） 審議案件集の2ページをお願いいたします。

選挙第2号副議長選挙について。

副議長の選挙を行う。平成30年4月27日提出。小豆島町議会議長。この後ろに谷康男ととお名前をご記入をお願いいたします。

○議長（谷 康男君） お諮りします。

選挙の方法は、投票により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は投票により行います。  
議場の出入り口を封鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（谷 康男君） ただいまの出席議員は 14 名です。  
お諮りします。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に中松和彦議員、安井信之議員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、立会人に中松和彦議員、安井信之議員を指名します。

投票用紙を配付します。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。投票用紙には被選挙人の氏名をお願いいたします。

なお、同姓の議員がおられますので、姓ではなく氏名を完全にお書きくださいますようお願い申し上げます。

〔投票用紙配付〕

○議長（谷 康男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（谷 康男君） 異状なしと認めます。

これから投票を行います。

事務局長の点呼に応じて、順次投票を願います。

〔局長点呼、投票〕

○議長（谷 康男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。



中松和彦議員、安井信之議員、立ち会いをお願いいたします。演壇のところまでおいでください。

[開 票]

○議長（谷 康男君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 14 票

これは先ほどの出席議員に符合しております。

そのうち

有効投票は 14 票。

無効投票は 0 票。

有効投票のうち

藤本傳夫議員 11 票

大川新也議員 1 票

安井信之議員 1 票

鍋谷真由美議員 1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3.5 票です。したがって、藤本傳夫議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（谷 康男君） ただいま副議長に当選されました藤本傳夫議員が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により告知をいたします。

副議長に当選されました藤本傳夫議員に就任のご挨拶をお願いします。演壇のほうへお越しくください。

○副議長（藤本傳夫君） ただいま副議長という重責の命を受けました。谷議長を補佐し、住民のために町を取り巻くさまざまな課題解決に向け微力ながら努力してまいりますので、執行部の皆様方、議員各位のご協力をよろしくをお願いいたします。

○議長（谷 康男君） ありがとうございます。

~~~~~

日程第 5 決定第 1 号 議席の指定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第 5、決定第 1 号議席の指定についてを議題とします。  
事務局長。

○議会事務局長（久利佳秀君） 議会審議案件集の3ページをお願いいたします。

決定第1号議席の指定について。

議席を次のとおり指定する。平成30年4月27日提出。小豆島町議会議長。この後に谷康男と議長のお名前をご記入願います。

○議長（谷 康男君） 議席の指定は、会議規則第3条第1項の規定により、議長が定めることとなっています。

お諮りします。

前回の 경우에는、14番を議長に、1番を副議長に指定し、2番から13番までは議員歴の若い順とし、議員歴が同じ場合には年齢の若い順に指定をしておりましたが、これと同様に1番から14番の議席を指定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議席は14番を議長に、1番を副議長に、2番から13番までは議員歴の若い順とし、議員歴が同じ場合は年齢の若い順と指定することに決定いたしました。

それでは、事務局長に議席を朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（久利佳秀君） それでは、議席順にお名前をお呼びします。

1番藤本傳夫副議長、2番三木卓議員、3番大下淳議員、4番森弘章議員、5番藤井孝博議員、6番中松和彦議員、7番大川新也議員、8番柴田初子議員、9番森崇議員、10番森口久士議員、11番安井信之議員、12番鍋谷真由美議員、13番浜口勇議員、14番谷康男議長。以上でございます。

○議長（谷 康男君） ただいま事務局長が朗読したとおりの議席へ各自おかわりください。

暫時休憩いたします。再開は10時15分からとします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時15分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議席はただいまご着席のとおり決定いたしました。

~~~~~

日程第6 会議録署名議員の指名について

○議長（谷 康男君） 次、日程第6、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、1番藤本傳夫副議長、2番三木卓議員を指名しますので、

よろしく申し上げます。

~~~~~

日程第7 決定第2号 常任委員会委員の選任について

○議長（谷 康男君） 次、日程第7、決定第2号常任委員会委員の選任についてを議題とします。事務局長。

○議会事務局長（久利佳秀君） 議会審議案件集の4ページをお願いいたします。

決定第2号常任委員会委員の選任について。

常任委員会委員を次のとおり選任する。平成30年4月27日提出。小豆島町議会議長。その後ろに谷康男と議長のお名前をご記入願います。

○議長（谷 康男君） お諮りします。

常任委員会委員の選任は、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名をすることになっています。ただいまから休憩をとり、その間に話し合いにより常任委員の案をつくっていただき、これを会議に諮って決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

それでは、暫時休憩します。開催場所は委員会室をお願いいたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時18分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中、協議の結果、各常任委員会の委員の案が決まりましたので、事務局長に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（久利佳秀君） それでは、各常任委員会の委員の氏名を申し上げます。

総務建設常任委員会は、中松和彦議員、森弘章議員、大川新也議員、森口久士議員、藤井孝博議員、谷康男議長、柴田初子議員。

教育民生常任委員会は、安井信之議員、大下淳議員、藤本傳夫議員、浜口勇議員、三木卓議員、鍋谷真由美議員、森崇議員。以上の7人でございます。

これで朗読を終わります。

○議長（谷 康男君） お諮りします。

各常任委員の選任については、ただいま事務局長が朗読したとおりで決定することに。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員はただいま事務局長が朗読したとおり、選任することに決定しました。

ただいま常任委員会の委員が選任されましたが、正副常任委員長は小豆島町議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選ということになっております。

休憩中に各常任委員会を開催していただき、正副常任委員長の互選をお願いしたいと思います。各常任委員会の開催場所は、総務建設常任委員会が議員控室、教育民生常任委員会は委員会室でお願いいたします。

なお、次の日程に議会運営委員の選任についてを予定していますが、この委員の選出についても各常任委員会であわせてご検討をお願いします。議会運営委員については、定数は6であり、慣例により各常任委員会からそれぞれ3人となっておりますので、各常任委員会はそれぞれ3人の委員を選出していただきたいと思います。なお、議会運営委員会には、正副議長は出席し、発言ができるように、法令または慣例でなっておりますので、申し添えておきます。

それでは、それぞれの委員会に分かれて選考していただきたいと思います。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時28分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会を開催し、正副常任委員長がそれぞれ互選されましたので、事務局長から報告をさせます。事務局長。

○議会事務局長（久利佳秀君） それでは、ご報告いたします。

総務建設常任委員会では、委員長に中松和彦議員、副委員長に森弘章議員、教育民生常任委員会では、委員長に安井信之議員、副委員長に大下淳議員、以上のとおり互選されたことをご報告申し上げます。

~~~~~

日程第8 決定第3号 議会運営委員会委員の選任について

○議長（谷 康男君） 次、日程第8、決定第3号議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。事務局長。

○議会事務局長（久利佳秀君） 議会審議案件集の5ページをお願いいたします。

決定第3号議会運営委員会委員の選任について。

議会運営委員会委員を次のとおり選任する。平成 30 年 4 月 27 日提出。小豆島町議会議長。その後に谷康男と議長のお名前のご記入をお願いいたします。

○議長（谷 康男君） お諮りします。

議会運営委員の選任は、先の常任委員会の選任同様、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっていますが、先ほどの休憩中に既に各常任委員会で選出していただいておりますので、各常任委員長から委員の氏名を報告していただき、これを会議に諮って決定したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

それでは、各常任委員長から委員の氏名を報告していただきます。総務建設常任委員長。

○総務建設常任委員長（中松和彦君） それでは、総務建設常任委員会のほうから、議会運営委員に関しまして、先ほど協議いたしまして、私中松と、それから森弘章議員、そして森口議員、以上 3 名とさせていただきます。失礼いたしました。

○議長（谷 康男君） 続いて、教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（安井信之君） 教民のほうの議会運営委員には、安井、大下、浜口になりました。

○議長（谷 康男君） お諮りします。

議会運営委員の選任については、ただいま各常任委員長から報告のあった 6 人を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員はただいま各常任委員長から報告のあった 6 人を選任することに決定いたしました。

たびたび休憩をとって申しわけありませんが、暫時休憩いたします。

休憩中に、ただいま決まりました議会運営委員の皆さんは、恐れ入りますが、委員会室で正副委員長の互選をお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 32 分

再開 午前 10 時 35 分

○議長（谷 康男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催し、正副委員長が互選されましたので、事務局長から報告をさせます。事務局長。

○議会事務局長（久利佳秀君） それでは、ご報告します。

議会運営委員会の委員長に森口久士議員、副委員長に安井信之議員、以上のように決定しましたことをご報告申し上げます。

○議長（谷 康男君） お諮りします。

次の日程第 9、選挙第 3 号小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙についてから日程第 14、選挙第 8 号選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてでございますが、選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたします。

続いて、お諮りします。

指名推選の方法につきましては、全員協議会で適任者を選考したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、全員協議会で適任者を選考していただくことに決定いたしました。

それでは、暫時休憩します。全員協議会は委員会室で行います。

休憩 午前 10 時 37 分

再開 午前 10 時 55 分

○議長（谷 康男君） 再開します。

~~~~~

日程第 9 選挙第 3 号 小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙について

○議長（谷 康男君） 日程第 9、選挙第 3 号小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。事務局長。

○議会事務局長（久利佳秀君） 議会審議案件集の 6 ページをお願いいたします。

選挙第 3 号小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙について。

小豆地区広域行政事務組規約第 5 条第 1 項の規定に基づき、組合議会議員の選挙を行う。平成 30 年 4 月 27 日提出。小豆島町議会議長。この後に谷康男と議長のお名前のご記入をお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 本案につきましては、去る 4 月 16 日、小豆地区広域行政事務組

合から同組合規約第5条第1項の規定により、組合議員6人の選出の依頼があったものです。

したがいまして、これにより小豆地区広域行政事務組合議会議員6人の選挙を行います。  
先の全員協議会において、指名推選すべき者を決定しております。

小豆地区広域行政事務組合議会議員に、中松和彦議員、安井信之議員、森口久士議員、  
浜口勇議員、谷康男、藤本傳夫議員、以上の6名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました中松和彦議員、安井信之議員、森口久士議員、浜口勇議員、  
谷康男議員、藤本傳夫議員、以上の6人を小豆地区広域行政事務組合議会議員の当選人と  
することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました6人が  
小豆地区広域行政事務組合議会議員の当選人と決定いたします。

ただいま小豆地区広域行政事務組合議会議員に当選されました中松和彦議員、安井信之  
議員、森口久士議員、浜口勇議員、谷康男、藤本傳夫議員の6人が議場におられますので、  
本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

~~~~~

日程第10 選挙第4号 伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙について

○議長（谷 康男君） 次、日程第10、選挙第4号伝法川防災溜池事業組合議会議員の選  
挙についてを議題とします。事務局長。

○議会事務局長（久利佳秀君） 審議案件集の7ページをお願いいたします。

選挙第4号伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙について。

伝法川防災溜池事業組合規約第5条第2項第1号の規定に基づき、組合議会議員の選挙  
を行う。平成30年4月27日提出。小豆島町議会議長。その後に谷康男と議長のお名前  
のご記入をお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 本案につきましては、去る4月16日、伝法川防災溜池事業組  
合から同組合規約第5条第2項の規定により、組合議員2人の選出依頼があったもので  
す。  
したがいまして、これより伝法川防災溜池事業組合議会議員2人の選挙を行います。

先の全員協議会において、指名推選すべき者を決定いたしております。

伝法川防災溜池事業組合議会議員に、中松和彦議員、安井信之議員、以上の2名を指名  
いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました中松和彦議員、安井信之議員、以上の2人を伝法川防災溜池事業組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました2人が伝法川防災溜池事業組合議会議員の当選人と決定いたしました。

ただいま伝法川防災溜池事業組合議会議員に当選されました中松和彦議員、安井信之議員の2人が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

~~~~~

日程第11 選挙第5号 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（谷 康男君） 次、日程第11、選挙第5号香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。事務局長。

○議会事務局長（久利佳秀君） 議会審議案件集の8ページをお願いいたします。

選挙第5号香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について。

香川県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定に基づき、広域連合議会議員の選挙を行う。平成30年4月27日提出。小豆島町議会議長。その後に谷康男と議長のお名前のご記入をお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 本件につきましては、去る4月10日、香川県後期高齢者医療広域連合から同連合規約第8条第2項の規定により、組合議員1人の選出依頼があったものです。したがって、これにより香川県後期高齢者医療広域連合議会議員1人の選挙を行います。

先の全員協議会において、指名推選すべき者を決定しております。

後期高齢者医療広域連合議会議員に安井信之議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました安井信之議員を香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました安井信之議員が香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と決定いたしました。

ただいま香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました安井信之議員が議場



におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、告知いたします。

~~~~~

日程第 1 2 選挙第 6 号 小豆島中央病院企業団議会議員の選挙について

○議長（谷 康男君） 次、日程第 12、選挙第 6 号小豆島中央病院企業団議会議員の選挙についてを議題といたします。事務局長。

○議会事務局長（久利佳秀君） それでは、議会審議案件集の 9 ページをお願いいたします。

選挙第 6 号小豆島中央病院企業団議会議員の選挙について。

小豆島中央病院企業団規約第 6 条の規定に基づき、企業団議会議員の選挙を行う。平成 30 年 4 月 27 日提出。小豆島町議会議長。その後に谷康男と議長のお名前のご記入をお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 本案件につきましては、去る 4 月 19 日、小豆島中央病院企業団から同企業団規約第 6 条の規定により、組合議員 6 人の選出依頼があったものです。

したがいまして、これにより小豆島中央病院企業団議会議員 6 人の選挙を行います。

先の全員協議会において、指名推選すべき者を決定しております。

小豆島中央病院企業団議会議員に中松和彦議員、安井信之議員、森口久士議員、浜口勇議員、谷康男議員、藤本傳夫議員、以上の 6 名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました中松和彦議員、安井信之議員、森口久士議員、浜口勇議員、谷康男議員、藤本傳夫議員を小豆島中央病院企業団議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました 6 人が小豆島中央病院企業団議会議員の当選人と決定いたしました。

ただいま小豆島中央病院企業団議会議員に当選されました中松和彦議員、安井信之議員、森口久士議員、浜口勇議員、谷康男議員、藤本傳夫議員の 6 人が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、告知いたします。

~~~~~

日程第 1 3 選挙第 7 号 香川県広域水道企業団議会議員の選挙について

○議長（谷 康男君） 次、日程第 13、選挙第 7 号香川県広域水道企業団議会議員の選挙についてを議題とします。事務局長。

○**議会事務局長（久利佳秀君）** 議会審議案件集の 10 ページをお願いいたします。

選挙第 7 号香川県広域水道企業団議会議員の選挙について。

香川県広域水道企業団規約第 5 条の規定に基づき、企業団議会議員の選挙を行う。平成 30 年 4 月 27 日提出。小豆島町議会議長。この後に谷康男と議長のお名前のご記入をお願いいたします。

○**議長（谷 康男君）** 本件につきましては、去る 4 月 16 日、香川県広域水道企業団から同企業団規約第 5 条の規定により、組合議員 1 人の選出依頼があったものです。

したがって、これにより香川県広域水道企業団議会議員 1 人の選挙を行います。

先の全員協議会において、指名推選すべき者を決定いたしております。

香川県広域水道企業団議会議員に、中松和彦議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました中松和彦議員を香川県広域水道企業団議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（谷 康男君）** 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました中松和彦議員が香川県広域水道企業団議会議員の当選人と決定いたしました。

ただいま香川県広域水道企業団議会議員に当選されました中松和彦議員が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、告知いたします。

~~~~~

日程第 14 選挙第 8 号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○**議長（谷 康男君）** 次、日程第 14、選挙第 8 号選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。事務局長。

○**議会事務局長（久利佳秀君）** それでは、議会審議案件集の 11 ページをお願いいたします。

選挙第 8 号の選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について。

地方自治法第 182 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行う。平成 30 年 4 月 27 日提出。小豆島町議会議長。その後ろに谷康男と議長のお名前のご記入をお願いいたします。

○**議長（谷 康男君）** 本件につきましては、去る 4 月 20 日、小豆島町選挙管理委員会委員長から選挙執行事由発生に関する通知を受けましたので、地方自治法第 182 条第 1 項及び第 2 項の規定により、選挙権を有する者の中から選挙しなければならないことになっ

ております。

先の全員協議会において、指名推選すべき者を決定いたしております。

先に選挙管理委員について指名いたします。

選挙管理委員に、岡田弘彦氏、大下諤氏、中山知子氏、岡野俊昭氏、以上4名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました4名の方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました岡田弘彦氏、大下諤氏、中山知子氏、岡野俊昭氏、以上4名の方が選挙管理委員に当選いたしました。

続いて、補充員の氏名を行います。

選挙管理委員補充員に、順位1、武田智美氏、順位2、高橋龍司氏、順位3、田村暁子氏、順位4、三好規弘氏、以上4名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました4名の方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました順位1、武田智美氏、順位2、高橋龍司氏、順位3、田村暁子氏、順位4、三好規弘氏が選挙管理委員補充員に当選されました。

~~~~~

日程第15 議案第38号 専決処分の承認について（小豆島町税条例等の一部を改正する条例について）

日程第16 議案第39号 専決処分の承認について（小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

○議長（谷 康男君） 次、日程第15、議案第38号専決処分の承認についてと日程第16、議案第39号専決処分の承認については相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第38号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げ

げます。

本専決処分につきましては、地方税法、地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部が改正され、平成 30 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、小豆島町税条例に所要の改正が必要となったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分を行い、同条第 3 項の規定により、議員の皆様のご承認をいただこうとするものでございます。

なお、議案第 39 号も同様の理由により、小豆島町国民健康保険税条例の改正を専決処分いたしましたので、議員の皆様のご承認をいただこうとするものでございます。詳細につきましては、順次担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 日程第 15、議案第 38 号専決処分の承認についての内容説明を求めます。税務課長。

○税務課長（川崎智文君） 議案第 38 号専決処分の承認につき、小豆島町税条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

本条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令ほか施行規則の改正を含め計 6 本の法律政令規則が平成 30 年 3 月 31 日にそれぞれ公布され、平成 30 年 4 月 1 日を初めとして、法の施行も 6 段階に及んで実施されることになり、本町の税条例につきましてもその一部を改正する必要が生じたので、専決処分させていただいたものでございます。

それでは、地方税法等の改正に伴う小豆島町税条例の一部の改正につきまして、新旧対照表によりご説明させていただきます。

議案集の 2 ページをお願いいたします。

まず、2 ページの第 20 条でございますが、延滞金の額の計算につきまして後に出てきます第 48 条、第 52 条の改正に伴う所要の規定の整備の改正でございます。

次に、第 23 条ですが、第 1 項については法の字句改正に伴う改正で、第 3 項は後の第 48 条で電子申告の義務化を規定することになりますが、人格のない社団につきましてはそれを免除する改正となっております。

3 ページ中段でございますが、次に第 24 条第 1 項につきましては障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税の所得要件の引き上げを行う改正であり、同じく第 2 項につきましては控除対象配偶者の定義変更に伴う規定の整備による改正と均等割の非課税の限度額の引き上げを行う改正であります。今回の税制改正におきましては、基礎控除へ増額振替により給与所得控除、公的年金控除が 10 万円減額したため、収入に対する非課税限

度額の基準を均衡させるための改正となっております。

次に、3 ページ下段ですが、第 31 条につきましては法令の改正にあわせた条文の整備となっております。

次に、4 ページ中段ですが、第 34 条の第 2 項、所得控除のうち基礎控除について、所得要件を創設するための改正でございます。合計所得が 2,500 万円を超える人につきましては基礎控除を廃止いたします。

同じく次に、第 34 条の 6 ですが、調整控除につきまして、前条の所得要件が創設されたことに伴う法文の字句の改正を行うものでございます。

次に、5 ページ中ほどでございますが、第 36 条の 2、第 1 項につきましては、控除対象配偶者の定義変更による配偶者特別控除の申告要件についての改正です。第 2 項から第 8 項につきましては、法の改定改制にあわせた条文整備でございます。

飛びまして 7 ページの中段でございますが、第 47 条の 3、第 47 条の 5 でございますが、年金所得に係る特別徴収義務者を定める条文につきまして、法の改正にあわせた条文整備でございます。

続きまして、8 ページ下から 12 ページ中にかけてでございます。第 48 条の第 2 項、第 3 項の改正でございますが、法人町民税におきまして租税特別措置法第 66 条ほかの規定を適用を受ける場合、控除すべき額を法人税額から控除することについて規定させていただいております。これは外国法人と連結決算の適用を受ける内国法人につきまして、国外の法令により課税されている場合は現在国内法と二重課税となっており、その調整を行うものでございます。

それから、少し飛びますが、11 ページ中ごろの同条の第 11 項から第 12 項につきましては、法人につきます申告書を電子申告する義務化を規定するものでございます。

続きまして、12 ページです。第 52 条ですが、法人町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の計算ですが、法律の改正にあわせた条文の追加整備となり、減額更正後の増額更正があった場合におきまして、減額更正期間を延滞金計算から控除する規定となっております。

飛びまして、14 ページ、第 54 条の第 7 項ですが、固定資産税の納税義務者につきまして、省令改正にあわせた条文の整備を行っております。

次、14 ページ、下から始まる部分ですが、これがたばこ税についての改正で、大きな改正となっております。このたばこ税の改正につきましては、現在加熱式たばこ、商品名でいいますと i Q O S、g l o と言われているものですが、これらの課税強化を行うものと、

たばこ税の税額改正を行う2点が今後5年間にかけて行われます。まず、たばこ税の改正につきましては、議案集14ページから31ページの改正規定で1段目の改正を、31ページ下段から32ページにかけての第2条改正で2段目の改正を、32ページ下段から33ページにかけて第3段目、33ページ下段から35ページ目の第4条規定の改正で4段目の改正を、35ページから37ページにかけての第5条規定の改正で5段目の改正を行います。また、37ページから39ページまでの第6条規定の改正で、27年改正により現在5年かけて行っている旧三級品たばこの税率改正を行っておりますが、その経過措置の調整を行う課税体制となっております。

14ページ下段の第92条でございますが、加熱式たばこの課税強化のため、製造たばこの区分を新たに設けるようにした改正でございます。15ページの第92条の2ですが、第91条の1が創設されたことによる条ずれの改正となっております。第93条の2、15ページですが、これは加熱式たばこの区分新設にあわせてみなす規定により、リキッド式の喫煙具もまた加熱式たばことみなす規定となっております。商品名で失礼ですが、VAPEなどがこれに当たります。

16ページ、第94条の改正ですが、たばこ税の標準課税につきましては法律改正にあわせた改正となります。たばこ税の課税標準の単位は紙巻きたばこ1本を基準としておりますが、製造たばこの各種類において、紙巻きたばこ1本に換算する規定を第2項から第10項において設けております。グラム換算対象では第2項で加熱式につきましては第3項以降で規定しております。第3項以降の換算の概要の内容を説明させていただきますと、現在加熱式たばこは重量1グラムを紙巻きたばこ1本に換算されておりますが、最終的に重量要素と価格要素を等分に分け、重量要素では0.4グラムで1本換算し、価格要素では1本の標準単価およそ20円で1本と換算します。この2つの要因を合算平均したものが紙巻きたばこ1本分の換算率となります。これらを5分の1ずつ段階的に移行させていきます。それが議案集の31ページから37ページの2条から5条までにかけてのものでございます。この改正規定において、5段階の改正を本年10月1日を初めとして、34年10月1日までに毎年10月1日を改正日として移行させていくものとなっております。

次に、第95条でございます。ページで言うたら18ページです。たばこ税の税率の改正について、法律改正にあった改正となっております。町税としてのたばこ税ですが、1,000本で5,262円から5,692円に改定されます。これは1本では5円26銭2厘から5円69銭2厘で43銭の増額ですが、これは本年10月1日に改正します。たばこを全体的な概要で説明させていただきますと、一般的な一箱440円のたばこの場合、国、地方たばこ税合計

で 244 円 88 銭と消費税 32 円 59 銭を合わせた 277 円 59 銭が税金となっており、うち町には 105 円 24 銭が町のたばこ税となっており、それが今回の改正では、町としては 43 銭の 20 本分というんで 8 円 60 銭増額で、国、県合わせて 20 円の増額となっております。本年 10 月から 440 円のところが 460 円となっていきます。

議案集 33 ページで、税率を 5,692 円から 6,122 円、これは平成 32 年 10 月 1 日に改正されます。また、同じく 35 ページで税率を 6,122 円から 6,552 円に改正され、平成 33 年 10 月 1 日から施行されます。それぞれたばこ税一箱は 20 円ずつ増額し、平成 33 年 10 月には 500 円となる予定となっております。

また、ページあちこち戻りますが、18 ページ下段で第 96 条ですが、第 92 条の条ずれに伴う改正となっており、また次に 19 ページの第 98 条ですが、第 94 条において定義を規定したことによる条文整備でございます。

次に、20 ページから附則の説明をさせていただきますと、附則第 3 条の 2 は延滞金の割合の特例で、条文の条ずれによる条文整備でございます。附則第 4 条につきましては、延滞金の計算に係る特例で、条文の条ずれの整備でございます。

21 ページ下の附則第 5 条は個人の町民税の所得割の非課税の範囲について、限度額を引き上げる改正となっております。先ほど述べましたとおり、給与所得控除、年金控除から基礎控除へ 10 万円を振りかえたことと同様の調整でございます。

22 ページ上段の第 10 条の 2 ですが、平成 24 年度税制改正で導入しました国が一律に定めておりました特例措置の特例割りを地方団体が自主的に判断し、条例で決定できる仕組みである地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例についての規定でございます。今回の条例案につきましては、平成 32 年度末までの集中投資期間中における中小企業の生産性革命を実現するための措置として、生産販売活動の用に直接供される償却資産に係る固定資産税の特例に関する規定となり、改正後第 6 項の部分でございますが、償却資産に係る固定資産税の課税標準は 3 年間ゼロまたは 2 分の 1 にすることができます。ただし、この分の実施には市町村が導入促進基本計画を策定し、国の同意を受けた場合、その特例が実施されることとなっております。

続きまして、22 ページ下段から始まる部分につきましては、固定資産税の特例措置の規定をおのおの規定しておりますが、基本的に税制改正につきましては現状の制度を 3 年間延長するものとして法文改正が行われております。それに伴う条文整備が主なものでございます。

附則第 10 条の 3 につきましては、新築住宅に対する固定資産税の減額をするもので、

政令等の改正にあわせた条文の整備であります。また、第 12 項につきましては 27 ページのところですが、法規定の新設にあわせた改正でございます。

27 ページにあります第 11 条につきましては土地に対する用語の定義の条文整備でございます。27 ページ、第 11 条の 2 につきましては、31 年度から 32 年度において土地の価格の特例で、いわゆる時点修正を行う条文でございますが、条文整備は法令の改正にあわせた整備でございます。

28 ページの附則第 12 条につきましては、宅地に関する 30 年度から 32 年度までの各年度分の特例でございます、いわゆる宅地の負担調整でございます。

同じくその次 30 ページに飛びますが、附則第 13 条につきましては、農地に課する 30 年度から 32 年度までの負担調整の規定の条文整備を行っております。

続きまして、30 ページに飛びますが、附則第 15 条につきましては、特別土地保有税の特例で、法改にあわせた条文整備でございます。ただし、この規定につきましては、この今回の改正規定には載っておりませんが、附則第 14 条の 2 におきまして、特別土地保有税は当分の間課さないことと規定されております。

続きまして、31 ページ、附則第 17 条の 2 につきましては、優良住宅造成のための土地等を譲渡した場合の譲渡特例につきまして、法律改正にあわせた、法律の条ずれにあわせた条文整備となっております。

続きまして、31 ページから 37 ページに渡ります。第 2 条から第 5 条の改正につきましては、先ほどたばこ税の説明をさせていただいたことをもって省略させていただきたいと思っております。

37 ページ中段からの第 6 条改正でございます。平成 27 年税制改正附則第 6 条につきまして、たばこ税に関する経過措置を規定させていただいておりますが、その改正でおきました旧三級品の紙巻きたばこに係る税率の経過措置について、従来は 31 年 4 月 1 日に税率改正を行う予定としておりましたが、今回のたばこ税の税率改正に組み込むため、平成 31 年 10 月 1 日への改正へと延期するための所要の措置を取るための改正となっております。

続きまして、39 ページ下段から、この一部改正条例の附則についてご説明させていただきます。

第 1 条におきまして、施行期日をそれぞれその規定ごとに設けさせていただいております。饒舌になりますので、ここの部分は省略させていただいて、ご覧のとおりということでお願いいたします。



第2条におきまして町民税の経過措置を、第3条、第4条におきまして固定資産税の経過措置を規定しております。第5条から第11条についてはたばこ税の経過措置をしており、2、3の条ずつセットになっておりまして、第5条、第6条、第7条で平成30年10月1日の税率改正、第8条、第9条で平成32年10月1日の税率改正、第11条で平成33年10月1日の税率改正の経過措置を規定するとともに、税率改正にあわせてその時点で販売店が所有するたばこ、それについての税率改正の差額に税額を課する規定を設けております。なお、この条文の中で生産性向上特別措置法につきまして、法文の後、空欄がありますが、現在ただいま参議院の委員会において審議中です。法律ができ次第、そこに法律番号が入ることをご了承いただきたいと思っておりますし、最後の附則の中で条例の部分で空白がある部分につきましては本条例の報告をもちまして条例番号が確定したときに、条例番号が入ることをご報告させていただきます。以上、要点のみの説明で申しわけありませんが、税条例の一部を改正する条例の報告説明を終わらせていただきたいと思っております。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第38号は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号は承認することに決定されました。

次、日程第16、議案第39号専決処分の承認についての内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（清水一彦君） 議案第39号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の47ページをお開き願います。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を引き上げる一方で、軽減判定所得に係る5割軽減と2割軽減の対象となる世帯の軽減要件を緩和するもの、及び平成30

年度の国民健康保険の制度改正に伴い、所要の措置を講ずるものでございます。

詳細を 48 ページからの新旧対照表によりご説明させていただきます。

条文の第 2 条第 1 項本文及び第 1 号から 49 ページの中段までの第 3 号につきましては平成 30 年度の国民健康保険の制度改正に伴い、県に対して新たに納付することとなります国民健康保険事業納付金の種類にあわせて、それぞれ第 1 号から第 3 号までの文言等を追加及び変更するものでございます。

次の第 2 条第 2 項は、地方税法施行令の改正に伴う国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額の改正でございます。現行の医療分の次世代に課税される課税限度額が 54 万円であったものを 58 万円に引き上げるものでございます。また、同じく第 2 項及び第 3 項、第 4 項、50 ページの一番上の第 5 条の 2 第 1 項第 1 号につきましては、先ほどご説明いたしました第 2 条第 1 項の第 1 号から第 3 号の追加及び変更に伴い、追加となりました各号を追加するとともに、不要となった部分を削除するものでございます。

続いて、第 23 条につきましては、均等割額及び平等割額の減額に関する規定でございます。国民健康保険税につきましては、均等割額及び平等割額を世帯の所得状況により 7 割軽減、5 割軽減、2 割軽減と減額することとなっております。まず、第 23 条本文につきましては、先ほど第 2 条第 2 項でご説明しました基礎課税額に係る課税限度額の改正にあわせて基礎課税限度額を 54 万円から 58 万円に変更するものでございます。

51 ページをお願いします。中段の第 2 号でございますが、これは 5 割軽減の対象となるもので、所得の算定におきまして被保険者の数に乗ずるべき金額を一人につき 27 万円であったものを 27 万 5 千円に引き上げることとしたものでございます。

続いて、52 ページでございますが、これは 2 割軽減の対象となるもので、先ほどご説明いたしました第 2 号と同様、所得の算定におきまして被保険者の数に乗ずるべき金額を一人につき 49 万円であったものを 50 万円に引き上げることとしたものでございます。

また、第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号までのそれ以外の改正部分につきましては、それぞれの軽減区分に該当する低所得者に対する均等割額及び平等割額の軽減額を 7 割、5 割、2 割以上にするため、それぞれ 10 円引き上げるものでございます。なお、この第 23 条の国民健康保険税の減額に関する規定の改正につきましては、いずれも軽減の対象となる所得額を増額することで、軽減対象者の拡大を図るものでございます。

続いて、第 24 条の 2 につきましては、国民健康保険法施行令の改正に伴い、条文中の表現方法を施行令の改正にあわせて一部変更するものでございます。

続きまして、53 ページの附則第 2 条につきましては、平成 30 年度から平成 31 年度ま

での2年間については急激な保険税上昇を緩和するための経過措置として税率を2年間だけ読みかえる規定でございますが、先ほどご説明いたしました第23条の国民保険税の減額に関する規定の改正に伴い、読みかえ規定に関してもそれぞれの軽減区分に該当する低所得者に対する均等割額及び平等割額の減額分を7割、5割、2割以上にするため、それぞれ10円引き上げるものでございます。

最後に、附則といたしまして、施行期日を平成30年4月1日とし、適用区分にいたしましては改正後の小豆島町国民健康保険税条例の規定は平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるものとしてございます。以上でご説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第39号は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号は承認することに決定されました。

~~~~~

日程第17 議案第40号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（谷 康男君） 次、日程第17、議案第40号監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第40号監査委員の選任につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

識見を有する者のうちから選任した監査委員石田良行氏が5月10日をもって任期満了となりますが、同氏は元町職員としての実務経験から地方公共団体の財務管理、行政運営の分野で幅広い知識と豊富な経験を有しており、監査委員に適任であると認識しています。

行政運営の透明性は求められている状況にあつて、監査委員の役割はますます重要になっており、これまでの監査委員としての実績からも同氏を引き続き監査委員として選任しようとするものであります。ぜひ、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

この際、討論を省略し、採決したいと思いましたが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第 40 号はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よつて、議案第 40 号はこれに同意することに決定いたしました。

~~~~~

日程第 18 議案第 41 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（谷 康男君） 次、日程第 18、議案第 41 号監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。5 番藤井孝博議員の退席を求めます。

〔5 番 藤井孝博君 退場〕

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 議案第 41 号監査委員の選任につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、議員のうちから選任すべき監査委員についてご同意をお願いするものでございます。

選任にご同意いただきたいのは、藤井孝博議員でございます。藤井議員は長年金融機関で勤められた経験を持ち、財務管理、事業の経営管理に関し、すぐれた識見を有する方であると考えますので、今回監査委員に選任しようとするものであります。ぜひ、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

この際、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第 41 号はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 41 号はこれに同意することに決定いたしました。

藤井孝博議員の入場を求めます。

〔5 番 藤井孝博君 入場〕

~~~~~

日程第 19 議案第 42 号 教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（谷 康男君） 次、日程第 19、議案第 42 号教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第 42 号教育長の任命につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

現教育長の後藤巧氏の任期が平成 30 年 5 月 11 日をもって満了となりますので、後任に高橋昭治氏を任命したいと考えております。高橋氏の高い指導力と教育に対する幅広い知識と熱い情熱は教育長として適任であると思っておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき任命したいと考えております。ぜひ、ご同意賜りますようお願い申し上げます。高橋氏の経歴等の詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（谷 康男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（森 貞二君） ただいま町長が申しましたように、現教育委員会教育長後藤巧氏が平成 30 年 5 月 11 日をもって任期満了となります。地方教育行政組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、新たに高橋昭治氏を任命したいので、議会の同意を求めるものです。

住所につきましては、小豆島町草壁本町 357 番地 4。氏名は高橋昭治になります。生年月日は昭和 29 年 11 月 3 日、現在 63 歳でございます。昭和 52 年 3 月に徳島大学教育学部を卒業後、昭和 52 年 4 月池田町立三都小学校教諭に採用され、その後は豊島中学校、土

庄中学校、小豆島中学校などの校長先生を歴任され、平成 27 年 3 月に退職された後は平成 27 年 7 月から平成 30 年 3 月まで小豆島町教育委員会の教育指導室室長を務められました。なお、任期につきましては、平成 30 年 5 月 12 日から 33 年 5 月 11 までの 3 年間となっております。以上です。

○議長（谷 康男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

この際、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これより採決します。

議案第 42 号はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 42 号はこれに同意することに決定いたしました。

~~~~~

日程第 20 議案第 43 号 教育委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 21 議案第 44 号 教育委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（谷 康男君） 次、日程第 20、議案第 43 号教育委員の任命につき同意を求めることについてと日程第 21、議案第 44 号教育委員の任命につき同意を求めることについては相関する案件でありますので、一括議題として合わせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第 43 号及び議案第 44 号教育委員の任命につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町教育委員会委員のうち、中川晋氏及び照下あけみ氏の両氏は平成 30 年 5 月 11 日をもって任期満了となりますが、両氏は教育に関する豊かな識見と多くの人望を有し、これまで教育委員として教育行政にご尽力くださいました。お二人の識見と教育に対する情熱、高潔な人格からも教育委員として適任者であり、引き続き両氏を任命したいと考えております。つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づく任命に当たり、議会の皆様のご同意を賜りますようお願い申し上げます。詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

す。

○議長（谷 康男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（森 貞二君） 先ほども申しましたように中川晋氏、現教育委員会委員でございます。30年5月11日をもって任期満了となりますが、引き続き任命したいものでございます。住所につきましては、千葉県柏市十余二 254 番地 627、氏名は中川晋、生年月日は昭和 21 年 11 月 3 日、現在 71 歳でございます。昭和 44 年 3 月に専修大学経済学部を卒業後、昭和 44 年 4 月日新食品株式会社に入社されました。その後は日新食品株式会社の社長、日新食品ホールディングス相談役などの要職を歴任され、平成 29 年 5 月から前任者の残任期間である 1 年間、小豆島町教育委員に任命されております。なお、任期につきましては、平成 30 年 5 月 12 日から 34 年 5 月 11 日までの 4 年間となっております。以上で中川晋氏の説明を終わらせていただきます。

○議長（谷 康男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

この際、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これより採決します。

議案第 43 号はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 43 号はこれに同意することに決定しました。

次、日程第 21、議案第 44 号教育委員の任命につき同意を求めることについての内容の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（森 貞二君） 先ほどの中川氏と同様に現教育委員会委員照下あけみ氏につきましては 30 年 5 月 11 日をもって任期満了となりますので、引き続き任命したいと考えております。

住所ですが、小豆島町馬木甲 73 番地 1、照下あけみでございます。生年月日が昭和 32 年 1 月 24 日、現在 61 歳でございます。昭和 55 年 3 月帝塚山大学教養学部を卒業後、昭和 55 年 4 月にコスモ商事株式会社に入社され、平成 56 年 5 月からは株式会社テルシタで勤められております。その後ですが、平成 29 年 5 月から同様に前任者の残任期間である

1年間、小豆島町教育委員に任命されております。なお、法の附則の新たに任命される議員の任期の特例がございまして、こちらで要は委員の任期につきましては特定の年に偏ることのないよう1年以上4年以内で当該地方公共団体の長が定めるとすることになりますので、任期は30年5月12日から33年5月11日までの3年間を予定しております。以上で説明を終わります。

○議長（谷 康男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

この際、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これより採決します。

議案第44号はこれに同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号はこれに同意することに決定しました。

~~~~~

日程第22 議案第45号 塵芥収集車購入事業に係る物品購入契約について

○議長（谷 康男君） 次、日程第22、議案第45号塵芥収集車購入事業に係る物品購入契約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第45号塵芥収集車購入事業に係る物品購入契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、新たに購入する塵芥収集車の物品購入契約につきまして地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 議案第45号塵芥収集車購入事業に係る物品購入契約につきまして説明を申し上げます。

上程議案集の65ページをお願い申し上げます。

小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、予定価額700万円を超える塵芥収集車購入事業に係る物品購入契約締結のため



地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は、塵芥収集車購入事業に係る物品購入契約であり、昨年 12 月に車両火災で使用不能となりました車両の代替品の購入でございます。契約の方法は指名競争入札による契約で、契約金額は 674 万 2,750 円、契約相手は小豆島町安田甲 501 番地 15、有限会社サキヤマモータース、取締役向山正幸でございます。

1 ページおめくりいただきまして、66 ページをお願い申し上げます。塵芥収集車の概要につきましては、ご覧のとおりではございますが、項目 8 納期につきましては、車両荷台の工場製作に相当の期間を要するためおおむね半年後の 10 月 31 日といたしております。項目 9 の入札業者につきましては、4 月 16 日に入札を執行し、通知しました 12 社のうち、ご覧の 11 社が応札いたしました。以上で簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。森議員。

○9 番（森 崇君） 私の認識が違うとったら言ってほしいんですけど、ガスを抜かなかったのが原因でしょうか、火災の問題は。

○議長（谷 康男君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） ご指摘のとおり、この車両火災の発生日は不燃ごみの収集日でございます。原因はカセットコンロのボンベあるいはスプレー缶と推測いたしておりますが、圧縮の際に残留の可燃ガスが流出しまして、何らかの原因で発火したものとみております。本来であれば、バックのフリップゲートと申しますか、ゲートをあけて取り出すんですけども、やや発見が遅れまして、電気系統が既に消失と申しますか、焼き焦げておりまして、消防隊によりまして側面に開口しまして注水し消化したという経緯がございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9 番（森 崇君） 地域住民が物を捨てるときに留守番が要るほどの問題というふうに思ってますんで、呼びかけを強めてほしいと思うんですけども。

○議長（谷 康男君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） ご指摘のとおり、もともとございまして、既にリーフレットの作成をしまして、機会あるごとに各地区のほうに回らせていただいております。ご説明をさしあげておるところでございます。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。安井議員。

○11 番（安井信之君） 落札契約金額と予定価格との差というか、落札率とそれぞれの

会社が入札した金額を教えてくださいと思います。

○議長（谷 康男君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 予定価格、入札書の比較価格で申し上げますと、850万円を予定いたしておりました。今回入札につきましては、674万2,750円で落札いたしております。11社参加それぞれの事業者の入札金額を読み上げさせていただきます。カーサービス三木につきましては625万3,340円、有限会社サキヤマモータースさんにつきましては落札いたしております。株式会社星城モータースにつきましては628万5,790円、ソラノモータースにつきましては649万5,790円、中川サービスにつきましては640万5,790円、小豆島マツダ630万5,790円、宮山モータースにつきましては627万5,790円、池田モータース630万790円でございます。誠広自動車625万3,790円、山本自動車商会につきましては637万5,790円、M i k i A u t oにつきましては635万5,790円でございます。落札額から最高額の差につきましては25万円となっております。以上でございます。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第45号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号塵芥収集車購入事業に係る物品購入契約については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第23 発議第3号 広報編集特別委員会の設置について

○議長（谷 康男君） 日程第23、発議第3号広報編集特別委員会の設置についてを議題にします。

それでは、発議第3号広報編集特別委員会の設置について提案理由の説明を求めます。

10番森口久士議員。

○10番（森口久士君） 発議第3号広報編集特別委員会の設置について、上記の案件を

会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出します。平成30年4月27日提出。  
小豆島町議会議長谷康男。提出者、小豆島町議会議員森口久士。賛成者、同浜口勇。

提案理由、議会への関心と信頼性を高めるとともに、議会活動を広く住民に周知し、議会の透明性と議会活動の活性化を図るため広報編集特別委員会を設置しようとするものがあります。あとは紙面に掲載のとおりでございます。以上です。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。発議第3号は原案どおり可決されました。

それでは、ただいま設置されました広報特別委員会の委員の選任を各常任委員会で行っていただきたいと思っております。

委員の選任については、各常任委員会からそれぞれ3名で、その中には副議長を含むということでお願いいたします。各常任委員会の開催場所は総務建設常任委員会が議員控室、教育民生常任委員会は委員会室でお願いいたします。なお、各常任委員会の委員長は特別委員会の委員がそれぞれ決まりましたら、お手数ですが、事務局までご報告願います。

それでは、それぞれの委員会に分かれて選考していただきたいと思っておりますので、暫時休憩します。

休憩 午後0時00分

再開 午後0時05分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会を開催し、特別委員会の委員が選任されましたので、事務局長から報告をさせます。

○議会事務局長（久利佳秀君） それでは、ご報告します。

広報編集特別委員会の委員でございますが、総務建設常任委員会からは、藤井孝博議員、森弘章議員、柴田初子議員の3名でございます。教育民生常任委員会からは、藤本傳夫議

員、大下淳議員、三木卓議員の3名でございます。以上のように決定されましたことをご報告申し上げます。

○議長（谷 康男君） お諮りします。

広報編集特別委員会の委員の選任については、ただいま事務局長から報告のあったとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、広報編集特別委員会の委員には、ただいま事務局長から報告のあった者を選任することに決定されました。

たびたび休憩をとって申しわけございませんが、暫時休憩いたします。

休憩中にただいま決まりました広報特別委員会の委員の皆様は恐れ入りますが、正副委員長の互選をお願いします。開催場所は委員会室でお願いしたいと思います。なお、正副委員長が決まりましたら、委員長はお手数ですが、事務局長までご報告願います。では、暫時休憩します。

休憩 午後0時07分

再開 午後0時09分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に広報編集特別委員会を開催し、正副議長が互選されましたので、事務局長から報告させます。

○議会事務局長（久利佳秀君） それでは、ご報告します。

広報編集特別委員会の委員長に藤本傳夫副議長、それから副委員長に柴田初子議員、以上のように決定されましたので、ご報告申し上げます。

○議長（谷 康男君） ここで追加議事日程をお配りする間、暫時休憩します。

休憩 午後0時10分

再開 午後0時12分

○議長（谷 康男君） それでは、手元に配付しました追加議事日程のとおり、本日の日程に追加し、これを議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

~~~~~

日程第24 閉会中の継続調査の申し出について

日程第25 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（谷 康男君） 日程第 24、閉会中の継続調査の申し出について及び日程第 25、閉会中の継続調査の申し出についてを一括して議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から各委員会において調査中の案件につき、会議規則第 74 条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で今期臨時会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして平成 30 年第 1 回小豆島町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 0 時 15 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会臨時議長

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員